

○財務省告示第十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年十二月八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年一月七日
 財務大臣 中川 昭一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十													
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位													
利付国庫債券（十年）（第二百九	十六回）	特別会計に関する法律（平成十	九年法律第二十三号）第四十六	条第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	募集の取扱	いによる発行	額面金額で百十四億八千五百十	万円	百十五億三千三百三十七千	四百二十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十年十二月八日	額面金額百円につき百円四十二

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・五パーセント
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二) 発行時において、その利子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三
初期利子

平成二十一年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子以

十五 償還期限

十六 償還金額

十七 元利支

十八 払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日

を、支払期とし、各支払期にお

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成三十年九月二十日

日本銀行額面金額につき百円

平成二十年十二月八日